

## 愛知県立大学技能審査・検定試験等の合格等に係る単位認定規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学学則第36条、第37条第2項及び第48条第3項の文部科学大臣が定める学修のうち、平成3年文部省告示第68号第8号の技能審査の合格に係るもの並びに第9号のトフル（TOEFL）及びトイック（TOEIC）又は同号に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査（以下「検定試験等」という。）における成果に係るものの本学における取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(単位の認定)

第2条 技能審査の合格及び検定試験等における成果（以下「技能審査・検定試験等の合格等」という。）に係る学修で別表に掲げるものについては、同表に定める授業科目を履修したものとみなして、単位の修得を認定することができる。この場合において、認定することができる単位数の限度は、同表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる学修で、技能審査・検定試験等の合格等の日以後の期間が同表に定める有効期限を超えたものについては、単位の修得を認定することができない。ただし、留学等やむを得ない理由により当該期限を超えたものについては、この限りでない。

(単位認定の申請等)

第3条 技能審査・検定試験等の合格等に係る学修について、単位修得の認定（以下「単位認定」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、技能審査・検定試験等の合格等に係る単位認定申請書（別紙様式）に当該合格等を証する書類の写しを添えて、教養教育センター長を経由して所属する学部の長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、各学期の授業開始の日から、1週間以内にしなければならない。ただし、申請者が、4年生の場合で当該申請に係る学修が卒業に必要な単位に係るものであるとき、又は事故、病気等やむを得ない理由により当該期間内に申請することができない場合にあつては、この限りでない。

3 教養教育センター長は、第1項の規定による申請がなされたときは、当該申請に係る書類を、速やかに、申請者の所属する学部の長に送付しなければならない。この場合において、教養教育センター長は、単位認定に関し、意見を述べるものとする。

(単位認定)

第4条 第2条第1項の規定による単位認定（単位数の認定を含む。）は、学部長が行うものとする。この場合において、第2条第2項ただし書及び前条第2項ただし書に該当するときは、教授会の議を経なければならない。

(結果の通知)

第5条 学部長は、前条の規定により単位認定をしたときは、教養教育センター長を経由して、その結果を申請者に通知するものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。